

福島県で働きたい 大学生の方へ

奨学金の返還を 福島県が支援します!!

支援条件

対象となる産業分野の
県内事業所に5年間就業し、
福島県に定住すること



最大!

153万円

※4年制大学の場合



応募先・問い合わせ先
福島県商工労働部雇用労政課

〒960-8670
福島県福島市杉妻町2-16
☎ 024-521-7290
koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

ふくしま応援!
[ベコ太郎]


詳細は雇用労政課のHPをご覧ください

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougakukin05-3.html>

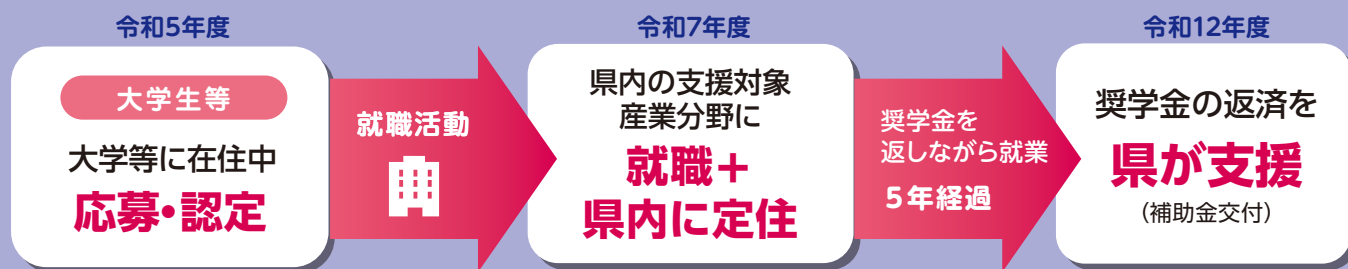


募集概要

※応募にあたっては、必ず福島県雇用労政課のホームページから、交付要綱、募集要項をご確認ください。

募集期間	令和5年11月13日(月)～令和6年2月29日(木) ※必着
募集対象	次の①～③の全てに該当する方 ① 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を受けている方 ② 応募時点で次のいずれかに該当し、就職先が決定していない方(内定の段階であればご応募可能です) ・4年制大学の3年生 ・6年制大学の5年生 ・大学院の修士または博士課程に在籍し、来年度に修了予定の方 ・高等専門学校専攻科の1年生 ③ 令和6年度に大学等を卒業後、翌月1日から起算して、6箇月以内に支援対象となる産業の企業に正規職員として就職し、5年以上福島県内で勤務・定住することを予定している方
募集人数	40名程度
補助金額	貸与を受けた対象奨学金のうち、卒業又は修了までの2年間の貸与額(24箇月分)に相当する額。 ただし、第二種奨学金の利子分は対象としません。 ※補助金額には上限があります。詳細は雇用労政課のホームページを御確認ください。
応募方法	次の書類を郵送・持参・メールのいずれかにより提出してください。 なお、メールで提出する際は、件名を「奨学金返還支援事業交付対象者認定申請」とし、本事業に係る申請である旨が分かるようにしてください。 (1) 奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書(第1-1号様式) (2) 応募理由書(第2号様式) (3) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書(第3号様式) (4) 在籍している大学等の学業成績証明書の写し (5) 奨学金貸与証明書の写し 応募様式、提出様式、募集要項、Q&Aなどは、県雇用労政課のホームページに掲載しています。 必ずご確認のうえ、ご応募ください。 応募 問い合わせ先 福島県商工労働部雇用労政課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 電話: 024-521-7290 E-Mail: koyourousei@pref.fukushima.lg.jp 

返還支援の流れ ※令和6年度卒業の場合



よくある質問

Q1.福島県出身(在住)でなくても応募できますか?

A1.応募可能です。学生卒の場合、福島県内で働きたい方なら出身地や応募時点の居住地は問いません。

Q2.応募すれば必ず補助金をもらえるのですか?

A2.まず、応募書類による審査を経て、交付対象者の認定を受ける必要があります。さらに大学等を卒業後、福島県内に就業かつ定住し、5年経過したときに、補助金の交付申請が可能となります。